

## 指定行政機関の国民保護計画について

平成17年10月28日の閣議において、28の指定行政機関すべての国民保護計画（19計画）に係る内閣総理大臣協議について、異議ない旨決定。

- ・ 国民保護法第33条において、指定行政機関（事態対処法施行令第1条に定める指定行政機関）の長は、国の基本指針に基づき国民保護計画を作成しなければならないこととされているが、その際には、あらかじめ、内閣総理大臣と協議しなければならないこととされている。
- ・ 平成17年10月28日の閣議において、28の指定行政機関すべての国民保護計画（19計画）に係る内閣総理大臣協議について、「これらの計画について、異議はない」旨を閣議決定。
- ・ 各指定行政機関の国民保護計画のポイントは別添のとおり。

（参考）指定行政機関…武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号）第1条に定める機関  
〔内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省〕

(参考)

都道府県の国民保護計画の作成状況

- ・福井県、鳥取県の国民保護計画に係る閣議決定については、平成17年7月22日に実施済。
- ・その他45の都道府県については、平成17年度中に作成を終えるよう各都道府県が取り組んでいる。
- ・都道府県の国民保護計画の作成についても、内閣総理大臣との協議を行うこととされているが、当該協議についても閣議決定を行う予定。

指定公共機関の国民保護業務計画の作成状況

- ・平成17年度中の作成を目指して、各指定公共機関が作成に取り組んでいる。
- ・指定公共機関の国民保護業務計画については、作成後、内閣総理大臣へ報告を行うこととされている。

## 指定行政機関の国民保護計画のポイント

指定行政機関の長が、国民保護法第 33 条の規定に基づき、その所掌事務に関し、当該指定行政機関が実施する国民保護措置の内容、実施方法等について定めるもの。

### 各機関共通的記載事項

国民保護措置の実施体制の整備その他基本的な事項について記述

- ・ 平素から連絡会議の設置等により、連絡体制・参集体制等を整備
- ・ 職員の研修・訓練の実施
- ・ 武力攻撃事態等において、指定行政機関の長を本部長とする「省国民保護対策本部」等を設置
- ・ 警報及び避難措置の指示を所管の指定公共機関等の関係機関に通知・伝達
- ・ 被災情報の収集及び政府対策本部への報告

### 各機関の主な国民保護措置

住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処、国民生活の安定等に関して、それぞれの国民保護措置の内容等を記述

#### 内閣府

- ・ 関係省庁と連携し、生活関連物資等の価格・供給の安定のための措置を実施
- ・ 武力攻撃原子力災害が発生した場合、原子力安全委員会は政府対策本部長に対し技術的な助言を行う

#### 国家公安委員会・警察庁

- ・ 被災者の捜索・救出活動、救護班の緊急輸送及び傷病者の搬送への協力等を実施
- ・ 生活関連等施設の安全確保のため、立入制限区域の指定等を実施
- ・ NBC 攻撃災害に際し、避難誘導、汚染範囲の特定、警戒区域の設定等を実施
- ・ 避難住民及び緊急物資の運送の経路を確保するため、交通規制等を実施

#### 防衛庁・防衛施設庁

- ・ 避難住民の誘導や、運送力不足時等におけるその運送を実施
- ・ 在日米軍施設等の所在地域における住民の避難のための通行に係る調整等を実施
- ・ 捜索・救助、応急医療の提供等の人命救助を実施
- ・ 専門部隊の派遣等による人命救助や除染等 NBC 攻撃災害への対処を実施

## 金融庁

- ・ 民間金融機関・保険会社・証券会社・証券取引所等に対し、被災者顧客の便宜を考慮した措置、売買・取引の支障を防止する措置等を要請

## 総務省

- ・ 警報及び避難措置の指示について、指定公共機関（放送事業者）等へ通知
- ・ 通信機器の貸与等の関係機関における通信手段の確保や非常通信の取扱要請等、武力攻撃事態等における通信確保措置を実施
- ・ 地方税に係る救済措置に関して関係地方公共団体へ助言

## 消防庁

- ・ 地方公共団体や消防機関の国民保護の態勢整備の支援
- ・ 警報の瞬時伝達など国と地方公共団体との間の密接な連絡調整を実施
- ・ 事態認定前においても、「緊急事態連絡室」を設置し、初動体制を確保
- ・ 緊急消防援助隊など消防の応援について都道府県知事・市町村長へ指示

## 法務省

- ・ 被収容者の適正な収容、避難誘導及び救護、他の施設への移送等を実施
- ・ 外国からの支援要員の入国手続きの迅速化など緊急事態に配慮

## 公安調査庁

- ・ 関係省庁等と情報交換をしつつ、内外の諸動向等を調査し、政府対策本部の事務の遂行に資する関連情報を速やかに提供

## 外務省

- ・ 在外邦人等への警報等の伝達、情報提供に努める
- ・ 国民保護措置と合衆国軍隊の活動に関し、対策本部及び関係省庁とともに、合衆国政府と必要な連絡調整を実施

## 財務省・国税庁

- ・ 地方公共団体の応急復旧への支出等に係る財政融資資金の短期貸付等を実施
- ・ 国税の申告・納付等の期限の延長、納税の猶予及び国税の軽減免除等を実施

## 文部科学省・文化庁

- ・ 避難先での学習機会の確保など児童生徒、学生の教育に支障なきよう適切に措置
- ・ 武力攻撃原子力災害に際し、放射能影響予測、地方公共団体のモニタリングの支援、防護活動に係る情報提供その他必要な措置を実施
- ・ 重要文化財等の所有者等に対し所在の場所や管理方法の変更命令・支援等を実施

## 厚生労働省

- ・ 救援に係る物資の供給、職員の派遣など都道府県知事に対する支援を実施
- ・ 救護班の編成、生物剤・化学剤攻撃の際の支援等により医療を確保
- ・ 生活用水が汚染された場合に、給水制限等の措置を水道事業者等に指示
- ・ 離職者の再就職の促進、社会保険・労働保険に係る被災者支援措置等を実施

### 農林水産省・林野庁・水産庁

- ・ 備蓄物資の供給、関係団体への出荷要請など応急用食料の供給を実施
- ・ 関係省庁と協力し、汚染食料品の出荷規制や飲食物の摂取制限等を関係機関に要請
- ・ 食料等の価格高騰や供給不足が生じないように、価格動向の調査・監視、備蓄物資の活用

### 経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁・原子力安全・保安院

- ・ 救援に係る物資の供給、職員の派遣、関係団体への協力の要請等を実施
- ・ 生活関連等施設（発電所、ガス工作物等、危険物質等の取扱所）について、管理者への指導・助言、取扱所の一時停止等の被害拡大防止策を実施
- ・ 原子炉施設の使用停止など武力攻撃原子力災害の発生・拡大防止策を実施

### 国土交通省

- ・ 地方公共団体等からの要請に応じ、避難住民の運送等について運送事業者である指定公共機関との連絡調整等の支援を実施
- ・ 離島等の避難に必要な航空機、船舶、飛行場施設、港湾施設の確保等の支援を実施
- ・ 道路、港湾施設、空港施設、鉄道施設等の応急復旧について必要な措置を実施

### 国土地理院

- ・ 被災情報・応急復旧の実施状況を収集するため、緊急測量調査等を実施
- ・ 地域復旧の基本方針の検討等に資するため、基盤となる地理情報を提供

### 気象庁

- ・ 気象情報、被災情報を政府対策本部、地方公共団体等に提供
- ・ 武力攻撃原子力災害等に際し、モニタリングを実施・支援

### 海上保安庁

- ・ 海上交通の安全確保、生活関連等施設周辺海域における警備強化、避難住民・救援物資の海上運送経路での監視等を実施
- ・ 捜索、救助・救急活動、運送力不足時等における避難住民・緊急物資の運送等を実施、NBC 攻撃災害に際しては、救助・救急活動等を実施

### 環境省

- ・ 生活環境悪化を防止するため、廃棄物処理の特例地域を速やかに指定
- ・ 大気環境中の放射線のモニタリング等を実施し、関係省庁等に対して情報提供